

寄り添う姿勢 一歩前進

凶悪犯罪に巻き込まれた被害者や遺族に支払われる給付金の増額に向け、給付制度が見直されることになった。事件直後に経済面で苦境に立たされてきた被害者らは長く、給付金の増額などを政府に要望してきた。東海地方でも家族を事件で失った遺族らから評価の声が上がった。●面参照

◆収入失うと給付金が頼り ◆加害者の反省促す制度に

「ちひやいとうきょう思いです」。二〇〇七年に名古屋市中で起きた闇サイト殺人事件で、一人娘の利恵さん。当時(三)を亡くした磯谷富美子さん(モ)は話す。事件後に始めた講演活動などで、被害者や遺族への公的支援が不十分だと訴えてきた。



磯谷富美子さんが、支援強化が決まると、思いを語る。6日午後、名古屋市千種区

会社員だった利恵さんは闇サイトに知り合った三人の男に拉致殺害された。事件後に磯谷さんに支払われた給付金は数百万円。「あまりに少なく、娘の命を軽く見られたように寂しかった」。心身ともに疲労し、仕事を辞めざるを得ないなど生活も一変した。事件直後から被害者を法的にサポートする支援弁護士制

度の導入にも期待を寄せる。「遺族になるというだけで精神的な負担は重く、寄り添ってくれる人の存在は大きい。加害者と同様に被害者にも弁護士が付くのはとても良いこと」と話した。

三重県朝日町で二三年、高校三年の元少年に襲われ死亡した。事件後はシヨックで仕事を休み、収入が途絶えたが、光熱費などは引き落とされ続け

た。周囲の援助こそ受けられなかったものの、「どんな境遇の被害者や遺族にも支援が行き渡ってほしい」と願う。

名古屋市中区で一九九九年に高羽奈美子さん(三)が自宅で刺殺された事件が解決されず、真相究明を求め夫の悟さん(六)は同市港区に「事件で一家の大黒柱が失われた場合、子どもの貧困につながる可能性がある」と危惧。給付金の増額を「一歩前進」と受け止める。

事件の被害者に対する損害賠償請求訴訟で支払いを命じる判決が出た際、国が一次的に被害者に代わって遺族に賠償する「代執行制度」の創設を要望する一方で「国が支払って終わりではなく、加害者に償いや反省を促していくような制度にすべきだ」と訴える。

一方、犯罪被害者を支援している公益社団法人「被害者サポートセンターあいち」(名古屋市中区)の白柳大仁事務局長は「被害者支援の重要性が広まれば、被害者がどれだけの気持ちで暮らしているかに伝わるだろう」と期待した。

現行法 海外と大きな差 「まだスタート地点」



妻を殺害された弁護士岡村勲さん(九八)写真。は、いったん解散した全国犯罪被害者の会を昨年再結成し、遺族や被害者への経済的支援の拡充を国に働きかけてきた。岡村さんは「まだスタート地点。しっかりと法制化されるのを見届けたい」と話す。

一九九七年十月、旧山一証券の代理人だった岡村さんは株の運用に失敗した顧客の男に逆恨みされ、東京都内の自宅で妻真苗さん(三)を刺殺された。当時、被害者側は起訴状や判決文をもらえず、裁判で発言の機会もなかった。二〇〇〇年に全国犯罪被害者の会(あすの会)を設立。被害者の権利を記した犯罪被害者等基本法や、刑事裁判での被害者参加などに道筋を付け、会は一八年に活動を終えた。

しかし、二一年、二十八人が死傷した大阪市北区のビル放火殺人事件では容疑者が死亡し、遺族らが賠償請求できない問題が改めて浮かんできた。九十歳を超え、「このまま死んだら何も変わらない。法律家こそ遺族の思いを的確に訴えられる」と思い、昨年三月、「新あすの会」として会を再結成し、代表幹事に就いた。

犯罪被害者支援法(旧犯罪被害者等給付金支給法)に基づき、二〇年度に遺族らへ支払われた給付金は計八億二千万円で、国民一人当たりの負担額は六円。フランスの七百四十二円、ドイツの五百九十二円と大きな開きがある。

岡村さんは「妻があのまま消えてしまっただけではあまりにもかわいそう過ぎる。犯罪被害者の補償制度を整えることで、自分の身代わりになった妻の名を地上に残したい」と話した。(奥村圭吾)